ユ

の景観計

竹内正二 庄司敏

港北ニュータウンの概 要

||-||計画の概要 昭和四十年代に入り、

市郊外部が急速

づくり」、

に乱開発される中で、 タウン建設事業が づくり」を基本理念として、 都市農業の確立」、 「市民参加のまち 「乱開発の防止」 港北ニュー

計画面積 計画人口 1,317ha 220,000人 67 230 80,000 916 2,530 300,000

> よって緑の環境を生かし、ふるさとを残 能的に歩行者専用道路を配置することに で結んで緑のネットワークを形成し、機

安全なまちを実現している。

また、

等を保存し、自然を生かした公園を緑道

り」の四つを設定して計画を進めた。

具体的には、

斜面緑地、

寺院、

屋敷林

計画された。

ン地域は港北区、

る

港北ニュータウ

づくりを目指している。 画され、二十一世紀を指向した新しい街 高い水準のサービスを得られるように計 ー地区を設定し、各種施設を配置して、 め 市の副都心となるタウンセンターをはじ 利用圏に応じた駅前・近隣各センタ

施行主体

土地区画整理事業 住宅•都市整備公団

公営住宅建設事業 市および民間

時期を迎えている (表-2)。 と二〇年近い歳月を経て、新しい展開の 着手、五十八年八月集合住宅第一次入居 つとして発表、四十九年、公団造成工事 事業は、昭和四十年、六大事業のひと

留するその他地 用地区、開発を保 保全を図る農業専 区、計画的に農業 発地区、既開発地 街化を図る公団開 域で、計画的に市 二、五三〇ねの 緑区にまたが

計画面積と計画人口

事業の種類

土地改良組合

は三○万人である からなり計画人口

表—1

地区名

公団施行

既開発地区

その他地区

計

農業専用地区

(表—1)。

り」、「"ふるさと"をしのばせるまち 「緑の環境を最大限に保存するまちづく 公団開発地区の事業の基本方針として

い水準のサービスが得られる まちづく 「安全なまちづくり」、「高

の設置、 態。二次造成は宅地のよう壁や下水道等 や宅地等の形があらかた姿を表わす状 使える状態となる。 一次造成は主に土の切盛りを行い道路 道路等の舗装が行われ、 宅地が

④供用開始の状況

地指定がされ、土地が使える状態とな た地区)には二種類ある。 供用開始地区(宅造検査に合格し仮換 ひとつは、地区内の工事を進めるにあ

田地区で、昭和五十七年度末に九三・九 を図って行く地区とである。 最初の本格的な供用開始は、 緑区の荏

⑦造成工事の進行状況

了している (表―3)。 終了し、二次造成は全体の一九・二%終 末時点で、一次造成は全体の六〇・二% 九年八月に着手され、昭和五十九年三月 公団開発地区の造成工事は、 昭和

表-- 2 事業の経過

- 40.2 市、六大事業を発表
- 42.6 港北ニュータウン開発対策協議会発足

本

先行的に造成を行った先行造成地と、

たって、既存家屋を移転する用地として

格的な供用開始を行い、新たな街づくり

- 44.5 土地区画整理事業の区域、事業の決定 公団、用地取得に着手
 - 6 建設大臣、公団へ土地区画整理事業の特許
- 45.11 新羽·大熊農業専用地区着工 (47.10 竣功) 48.4 市、基本計画(案)を開発審議会に諮問(答申48.12) 58.3 第二地区、第1次供用開始(面積約100/14)
- 5 市・公団、上記基本計画(案)施行規定(案)・事業計 画(案)を地元に説明(48.7まで)
- 10 建設大臣、施行規定・事業計画を縦覧
- 49.7 市、基本計画を決定
 - 8 建設大臣、施行規定・事業計画を認可 公団、工事着手

- 51.3 「特別な用地」申出調査 (51.5まで)
 - 10 港北ニュータウン事業推進連絡協議会が発足 (港北 ニュータウン開発対策協議会を改組)
- 52,10 公団、仮換地の供覧(53.4まで)
- 54.4 第1回仮換地指定(第一地区)
- 56.11 土地利用計画に合わせ用途地域地区の変更指定

 - 6 都市計画道路新横浜・元石川線 (3.2.3) の開通 (延長 9.1km)
 - 8 第二地区、集合住宅の第1次入居開始 バス路線の開通 (2系統)

工事進行状況表

一次造成			59.3.31				
	第一地区		第二地区		全地区		
施行面積	548.2ha		768.6ha		1,316.8ha	.8ha	
工事中	131.3	24.0%	38.5	5.0%	169.8	12.9%	
終了	242.4	44.2	550.6	71.6	793.0	60.2	
着手	373.7	68.2	589.1	76.6	962.8	73.1	

二次造成		59.3.31					
	第一地区		第二地区		全地区		
施行面積 548.2ha			768.6ha		1,316.8ha		
工事中	19.8	3.6%	47.9	6.2%	67.7	5.1%	
終了	39.0	7.1	214.1	27.9	253.1	19.2	
着手	58.8	10.7	262.0	34.1	320.8	24.3	

九加が行われた。また五十八年度末には

新たに二三・二加が供用開始された(図

戸、公社住宅三三八戸、計五四二戸で約 りち集合住宅の人口は、公団住宅二○**四** 〇戸、二、三六八人となっている。この 口定着は、昭和五十九年五月現在で六六 先行造成地区を除く供用開始地区の人

九〇〇人となっている。

図-供用開始区域

ニュータウンの公園は、良好な地形や緑 であり、港北ニュータウンではこのため するためには、魅力ある景観形成が必要 境の街づくりを目標に基盤整備を進めて し生かす努力をしている。すなわち港北 もとに既存の緑や地形を可能な限り保存 限に保存するまちづくり」という方針の 事業方針の一つである「緑の環境を最大 の幾つかの仕掛を用意している。例えば いる。魅力ある、良好な環境の街を実現 つの事業方針を設定し魅力ある良好な環

→景観計画の目的

景観計画

港北ニュータウンは、先にも述べた四

タウンの中央公園として位置づけられて ウンの各地から望見でき地区のランドマ **園として残している。この山はニュータ** を形成しているため、ひと山そっくり公 位置している総合公園は良好な地形や緑 ークとして、またシンボルとしてニュー の原風景を生かした造成を行っている。 ものとしており、港北ニュータウン地区 を形成している山・丘等をそのまま保存 してその緑や地形をできるだけ生かした 特に第二地区のタウンセンターわきに

れている。

成されることが期待さ

し、それにもとづいて設計調整を図りつ 地環境を踏まえて計画・設計条件を設定 の整備に当たっては、その施設ごとに立 十八年度の土地の供用開始に伴う諸施設 これまで先行的に整備された施設や五 対して誘導指針が必要である。 力あるものとして行くために上物整備に で用意されているが、これらの成果を受 け継ぎ港北ニュータウンの都市景観を魅 この他にも種々の仕掛が基盤整備の中

時点では副都心として センターが整備された いる。隣接したタウン

魅力ある都市景観が形 り、緑道や公園と一体 緑地が幾つかの集合住 高度に都市化した街と 設されることによって 和した集合住宅等が建 住宅地では緑環境と調 いる。このような集合 然環境の形成を図って 的に結びつけ良好な自 宅地の中に残されてお とになろう。また斜面 存在価値を発揮するこ 景観として、おおいに の対比で魅力ある都市

供用開始区域

と。つ魅力ある都市景観の実現を目ざして来

し、その代わりアパート・マンションや

十七年度末に供用開始された荏田地区の

このように進めて来た過去の成果がかなり蓄積されて来ていること、上物施設の整備が本格化しようとしていること等の状況を踏まえ、これまでの成果を集大成・体系化し上物施設の整備指針として成・体系化し上物施設の整備指針としてた。今後は、この景観計画」を作成した。今後は、この景観計画にもとづいてき施設の整備について誘導を図りつつ港れニュータウンの魅力ある都市景観の実地ニュータウンの魅力ある都市景観の実地ニュータウンの魅力ある都市景観の実地によりに進めて来た過去の成果がかいましていることに対しることに対していることに対していることに対した。

次述べる。 以下景観計画のコンセプトについて順

❷─これまでの上物整備の進め方と

て担保するために「街づくり協定」の締

地の条件として各土地利用を将来に渡っ

「申し出換地」制度を導入した。この換

実施

⑦進め方

図って来た。

図って来た。

のって来た。
とれぞれの施設計画が具によって対応をがするために種々の方策によって対応をがするために種々の方策によって対応をがするために種々の方策によって対応を

の街づくり協定の推進

さないように一戸建て住宅の専用地区とが建ち並び環境上のトラブルを引き起こト・マンションや住宅以外の用途の建物ト・マンションや住宅以外の用途の建物を立ている。すなわち独立住宅地は、アパート・マンションや住宅以外の用途の建物についてきめ細い土地利用計画を定め地についてきめ細い土地利用計画を定め

地区等である。 地区等である。

別な用地への換地を決める方法として「特別な用地」と称しているが、この特間農業を継続する集合農業地区を含めてれらの各土地利用について、当分の

結を図っている。各土地利用に対応した 協定の案は、港北ニュータウンの地元組 協定の案は、港北ニュータウンの地元組 機である事業推進連絡協議会に設けられ た「街づくり研究会」で地権者が中心と なってまとめたものである。(独立住宅 についても「特別な用地」の土地利用を 担保する一貫として協定案が同時につく られている。)

一部(面積〇・五加、区画数二八区画)一部(面積〇・五加、区画整理法の第七六されるまでの間は、区画整理法の第七六条建築許可の際、協定案の内容に添って条建築許可の際、協定案の内容に添って

(1)公的集合住宅

公的集合住宅地は、ニュータウンに三四ブロック計画されており、景観形成のとなっている。これはいたためである。また地区の良好な緑をしたためである。また地区の良好な緑をしたためである。また地区の良好な緑をしたためである。また地区の良好な緑をしたためである。また地区の良好な緑をしたためである。また地区の良好な緑をしたといる。

このようなことから、各ブロックの入居予定時期の四年前に、市と地主である居予定時期の四年前に、市と地主である住宅・都市整備公団でプロジェクトチーさわしい計画を検討し、これを計画指針として作成している。

(注)「設計調整会議」は港北ニュータ 実施設計、建設段階まで、関係者で組織 り、計画・設計調整会議」(注)にはか り、計画・設計調整会議」(注)にはか り、計画・設計調整を行いながら目標と り、計画・設計調整を行いながら目標と

主の了解を得て調整を行っている。
ウン内に建設される建築物について、街づくりの方針に基づき良好な街並みの形成を誘導することを目的として設置されたもので、建築局、緑政局、都市計画局と住宅・都市整備公団港北開発局の担当職員で構成されている。調整の対象は、市および公的団体の建設する建築物が主体であるが、民間建築物について、街りン内に建設される建築物について、街りン内に建設される建築物について、街りン内に建設される建築物について、街りン内に建設される建築物について、街りン内に建設される建築物について、街

大きな役割を担う地区施設であり、地区建築物は、地区のコミュニティの形成に学校、保育所、地区センター等の公共

活動の場となるとともに地区のシンボル

設としてふさわしい公共建築の実現を目となり得るものが望まれる。となり得るものが望まれる。となり得るものが望まれる。となり得るものが望まれる。となり得るものが望まれる。となり得るものが望まれる。となり得るものが望まれる。となり得るものが望まれる。となり得るものが望まれる。

円センター地区

まれる。をオンターは、その立地によってそれをないよのある商店街が形成されることが望った。だれ地域性を生かした個性のある、またまれる。

各センターの土地は、大部分地元地権

ユータウン生活対策協会が中心となっ が必要となる三年前から財団法人港北ニ とが出来ない。そこで各センターの整備 者のものであり、センターの上物整備に 方向を検討している。 がらセンターのイメージづくりや整備の づくりについて学習や意見交換を重ねな て、 ついて地権者の合意がなければ進めるこ 関係地権者との調整の場を設け、

築物等のデザインに関することは、 容としていくとともに、 ごととして取り決め、 近隣・駅前センターの整備フロー)。 れに基づいて指導を行っている。(表―4 その結果、 まとまったもののうち、 街づくり協定の内 建築許可時にこ 約束 建

の在田南小学校、 荏田南中学校の事例

隣接する小学校と中学校の一体的

(ロ) 緑道、 域の形成 ンドと連担した都市の基幹的な緑化 公園、 集合住宅、 出光グラ

設計条件(抜粋)

(イ) 周辺環境への配慮 緑道、歩専道の結節点からの広がりの

(三) 造成、緑化

アイストップとなる地点の施設の特徴 ある景観づくり

づけ オープンスペースの連担性の確保 (集

緑被率は三〇%を目標とする。

合運動場、 出光グランドとの連担)

集合住宅地からの眺望に留意

者専用道路の演出 般住宅地との街並みの連続性、 歩行

<u>E</u> 土地利用、建物配置

小 ける。 ーチ(人の出入口)はこれに面して設 を設置する。それぞれのメインアプロ 中学校の敷地境界に通り抜け通路

らグルーピングし、通り抜け通路より 地域開放施設は独立して利用出来るよ 集合運動場と中学校グランドの空間的 アプローチ出来るようにする。 体性を確保する。

自動車 とする。 プローチは九π道路または歩専道から 九加道路からとする。 (サービス車) また緊急車のア のアプローチは

(ハ) 建築設計

歩専道から学校の生活が窺える配慮

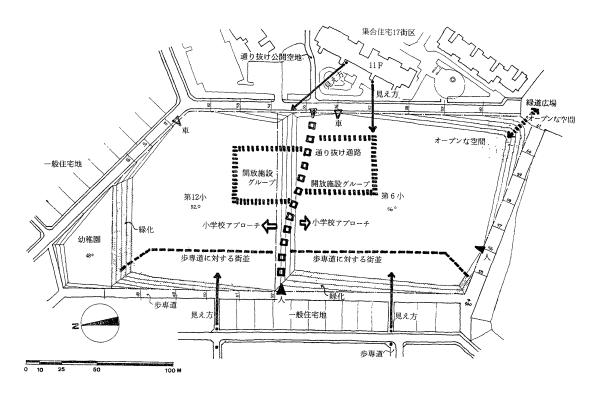
低層化する(三階以下)

内陸的風土の表現(集合住宅では住棟 に勾配屋根かけを行っている。 調和したものとする。 ついては、地区に調和し、 しかも緑と 色彩に

擁壁は極力低くし、その前面に緑化ス 歩専道、道路沿いの法面は連続して緑 近隣・駅前センター整備フロー 表--- 4

15 12 9 6 3 36 33 30 27 24 21 18 時 89 18 21 24 27 30 33 9 12 15 0 3 6 開 惎 業 募テ 決テ 配の治 建協ま 推進会設立 計画案作成 築定ちつ 種決定 置 作成 礎 基本事項 計成計 指 調 画 準 店 集ト 定ト 查 専門家 専門家・ コンサルタント サルタント 地権者の意向調査 (アンケート・個 ↓別ヒヤリング) 市商連 計 的方策の提案 ヤンター整備計画の具体 生 対 協 (事務局) 意向まとめ 経 テナント仲介依頼 計画立案依頼 共通課題整 理 営 朝 主調旨 相 説明 査 談 告 資金計画·経営 計画 地 権 者 (推進会) 級織 ⊸o per es 計画素案検討 業種調整 共何化検討 グルーピングの検討 テナントルール 相意勉 强 学 家 講 会 建築計画 建築確認 配置図 • 造成計画 建築工事 ント募集 まちづくり協定の協議 まちづくり協定の素案 開発許可 商腳烷 まちづくりの助言 推進協(合同協) 公共公益施設 調 横浜市 デザイン調整 建築計画・デ ザインの調整 供用開始・集合 87 **→○** 入居 入居スケジュ 庭 隼 造成調整 関係者名簿作成

図-2 荏田南小・中学校条件図



図一3 荏田南小・中学校設計図

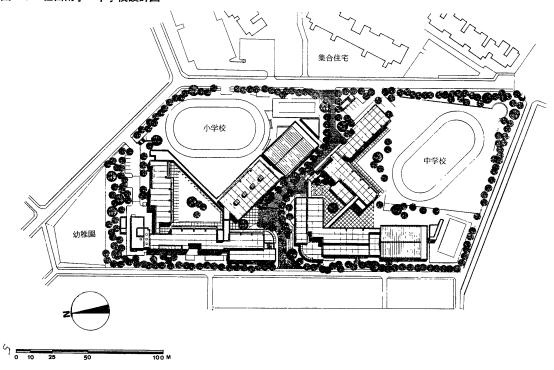


図-4 集合住宅条件図

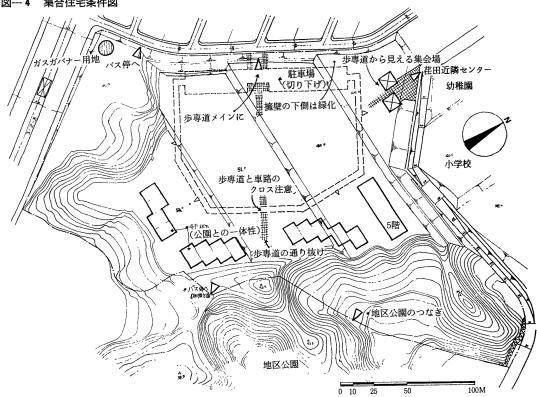
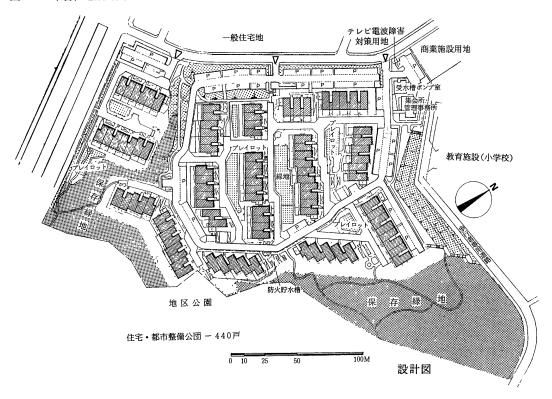


図-5 集合住宅設計図



ペースを設ける。

調整結果と課題 条件図と設計図 (図 |-2、 図—3)

(イ) 通り抜け通路 (小、中学校の境界)

配置され、地形の起伏とあいまって変化 四五度振られたこの通路に沿って校舎が として一つの新しい提案である。中間を つの学校が隣接する場合の境界処理方法 された。この部分は学校用地であり、二 公開空地と結ぶ形で通り抜け通路が設置 理の在り方が今後の課題である。 ている。この通路の設計意図を生かす管 のある楽しい空間となるように設計され 東側の歩専道と集合住宅地の通り抜け

に、地区のシンボルである教育施設とし 境となるよう同系統の色とする ととも 茶系を基調としており、学校も一体の環 て、明かるさと軽快さを加味した色を採 隣接する集合住宅は緑との調和を考え

幻集合住宅の事例(一六ブロック)

(イ) 敷地内にある保存緑地(敷地内面 との調和 積の三〇%)の有効活用および建物

設計条件(抜粋) 歩行者専用道路の空間演出の在り

化を図る)

- 減する場合は代替緑地を確保する。 保存緑地 団地内での積極的利用。 削
- 程度とする。 歩専道沿 法面を緑化し擁壁は腰高さ
- 3) 側への設置禁止。 自動車の出入口 幹線道路(3・2・
- は周辺にカバーグリーン等を施す。 駐車場自転車置場 原則として地区内 の外周部に設置しない。設置する場合
- 化を図る。 擁壁の処理 擁壁外側に空地を設け緑

(ロ) 建築計画

保存緑地沿いの住棟

配慮する。 保存緑地沿いは連棟による壁を造らな 保存緑地越しに見える住棟の見え方に

(口) 色彩

保存緑地から距離を離すこと。 低層化すること。(高層とする場合は いこと。

独立住宅地沿いの住棟 外壁は緑環境との調和を図ること。

勾配屋根を掛けること。

さえ勾配屋根を掛ける) ル感の連続性を図ること。 圧迫感を与えないように配慮し、スケ (階数をお

集会所の配置、デザイン

放的なデザインとする。(歩専道の活性 歩専道に面して設置し、歩専道側に解

高層住棟の配置

なるような高層棟を配置する。 幹線道路沿いには、団地のシンボルと

条件図・設計図(図―4・図―5)

調整結果と課題

3 団地の庭として積極利用できてい のとなっていないうえ、保存緑地を 団地全体として緑地を享受出来るも 沿いに住棟を壁状に配置したため、 い、外壁の色についても緑と調和し 緑地沿いの住棟は勾配屋根掛けを行 たものになった。しかし、保存緑地 保存緑地との関係について、保存

(ロ) 歩専道の演出について、集会所は 歩専道沿いに設置されたが、歩専道 に対しやや閉鎖的な外観となってい

❸―景観計画の内容

⑦基本理念

都市の景観は、個人の価値観によって

物の機能を向上し、さらには地域への愛 地域総体としての資産価値を高め、建築 相違はあるものの、土地・建物を含めた **着をも培う重要な要素となり得るもので**

づくりを進めて行く上で留意すべき事項 であり、施設単体だけでなく、外構や施 このような都市の景観は、魅力ある街

> に評価されたものである。 設群を含めた総体的空間として、

ぎ、どのように進めて行くかについての く上物整備を基盤整備の方針 を 引き 継 くりが行われて来た。これから進めて行 事業を中心とした基盤整備において先に 分緑の環境との調和 定したのであるが、景観計画における基 指針となるべきものとして景観計画を策 述べた通り四つの事業方針に沿って街づ 本理念は以下の四項目に集約される。 港北ニュータウンでは、土地区画整理

出して行くかが、上物整備における課題 創出することなどが考えられる。 に十分意を注ぐことと、新たに緑環境を ぺい地における外構整備や造園修景施設 を演出することが考えられる。また非建 緑環境と調和した建築物等の形態・色彩 するかにある。この演出の仕方としては これを背景とした都市景観をいかに演出 れた緑環境をよりよく見せるとともに、 の一つである。すなわち、保存・修景さ の緑環境を都市景観の中でどのように演 公園・緑道の緑や集合住宅の斜面緑地等 の一貫として保存されたり、修復された 緑の環境を最大限に保存する街づくり

公内陸的風土の演出

置しており、豊かな自然と温暖な気候に ボルである海浜地区に対して内陸部に位 港北ニュータウン地域は、横浜のシン